

4



個人年金保険と財形年金

個人年金保険とは

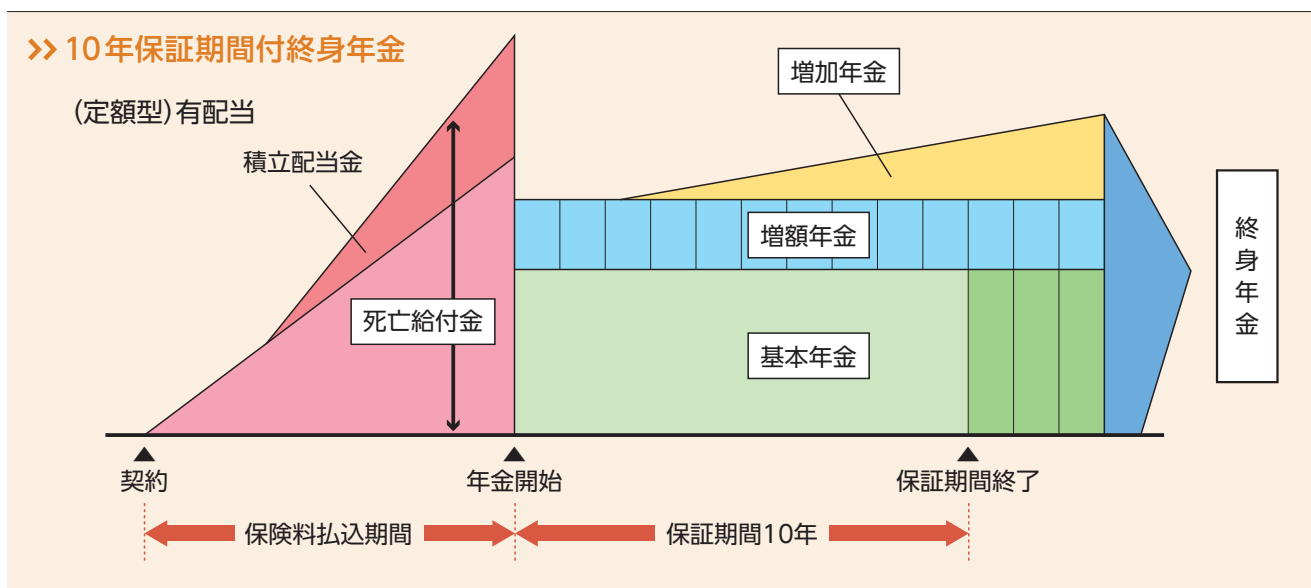
個人年金保険とは払い込まれた保険料を原資として契約時に設定した年金支払い開始以降毎年年金として受け取るもので、いくつかの種類があります。

○定額年金と変額年金

- (1) **定額年金** 利率が予定時に決められていますので、将来の受取額も決まっています。老後の生活設計が立てやすい商品です。
- (2) **変額年金** 株式や債券等で運用しますので、将来の受取額は変動します。運用がよければ受取額は増え、悪ければ受取額は減少します。ただし、運用実績に関係なく最低保証年金額が定められている商品もあります。解約返戻金は最低保証がないものが多いので、払込保険料総額を下回る可能性があります。

○終身年金・確定年金・有期年金

- (1) **終身年金** 年金開始後、生存している限り年金を受け取ることができます。「保証期間付」の場合はその期間に死亡した場合、遺族が年金または一時金を受け取ることができます。



- (2) **確定年金** 年金開始後、生死にかかわらず一定期間年金を受け取ることができます。60歳から5年確定年金を選んだ場合、公的年金が始まる65歳までのつなぎ年金として活用できます。
- (3) **有期年金** 年金開始後、生存していることを条件に一定期間年金を受け取ることができます。

財形年金とは

財形制度は事業主を通じ給与天引きで貯蓄をしていくものです。財形年金の場合貯蓄型（預け先が銀行、証券会社等）は元利合計550万円まで、保険型（預け先が生命保険会社、損害保険会社等）は払込保険料累計額385万円まで非課税（元本から生じる利息も非課税）で年金として受け取ることができます。給与天引きで将来の年金を非課税で積み立てることができることは、メリットが大きいものです。